

近世大名南部家が向き合つた「歴史」

—歴史の捉え方とアーカイブズ政策展開の側面から—

千葉一大

はじめに

歴史叙述は、過去に起こったできごとについて、典拠となる何らかの材料（史料）に基づいて再構成したものである。歴史叙述が書き手の思考の産物である以上、書き手の意思や思索の内容がそれに反映することもまた明らかな事実である。叙述が筆者の意思、または叙述を命じたり促したりした者の意思によって、実際のできごととかけ離れる形で著されることもまたあり得ることである。

本稿で考えたいのは、そのような歴史に関する叙述や系譜の記載などから垣間見える幕藩領主たちの歴史の捉え方、向き合い方である。彼らの由緒は領主としての地位を確立する過程に関する歴史認識や歴史叙述という観点から語られることが多く、それらが、幕府や諸大名が自らの支配権力の正当性を主張するため、過去の事績を未来の治世に生かすために実施した史料収集や史書や系譜などといった編纂事業の産物であることも、多くの先行研究から明らかにされている。⁽³⁾

編纂物は、ある歴史上のできごとについて、それが記録された段階における伝承や歴史事象の把握状況を伝える一方で、その性質上、記録者

（著者・編者）の目的のために、その意志が入りこむ余地があり、記述の矛盾、曲筆などが存在する可能性がある。そのような編纂物自身のもの陥罪に陥らないためにも、それを史料として用いる我々の側が内的・外的な史料批判を十分に行う必要があることはいうまでもない。一方において、そのような事業を支えた意識、作業を通じ入り込んだ記録者や記録を命じた者の意思を明快にすることはできれば、幕藩制下の領主が持つ統治権力や支配の根源をどこに求めるのかという政治史的課題解明の一助にもなるようと思われる。

筆者は、別稿において盛岡藩主南部家の系譜形成過程を明らかにした。特に史料の欠如という絶対的問題点と、南部家の由緒を飾るという認識の下で作成された系譜には、多くの作為が存在した。ところが、その系譜が『寛永諸家系図伝』所収の南部系図のもとになったことで、公的に南部家の系譜認識として確定し、その内容を踏まえる形で歴史認識が形成されることに繋がり、その認識をもとに、『南部根元記』⁽⁴⁾をはじめ、『奥南旧指錄』⁽⁵⁾、『祐清私記』⁽⁶⁾、『聞老遺事』⁽⁷⁾、『内史略』⁽⁸⁾など、盛岡藩士などが編んだ軍記物や私撰史書個々の歴史叙述へもつながった。これらの歴史叙述によつて地域の歴史が記憶として共有されていったと筆者は考

える。盛岡藩が直面した政治や社会状況とも強く結びついていた可能性もあるその動きを丹念にたどることによって、自己認識や自己を取り巻く歴史像を形成し定着させていく過程を浮かび上がらせることが可能になるのではないか。

よって、本稿ではこのような問題意識のもと、盛岡藩・盛岡藩主南部家が、自分の家や自らの支配する藩の歴史について、いかなる自己認識を持ち、さらにそれに基づいた自己規定をしていたのか、その影響面は如何なるものなのかについて、盛岡藩主南部重信（一六一六～一七〇二）^⑨と、同じく南部利視（一七〇八～一七五二）の事例から検討を試みたい。

一 公儀あつての南部家

—南部重信の自己規定がもたらした影響—

江戸時代後期、文政年間（一八一八～一八三〇）に盛岡藩で成立した史書『聞老遺事』の「文政五年歳次壬午十一月」の年次をもつ序文によれば、同書は南部家の祖光行が糠部郡（現青森県東部・岩手県北地域）に入部したとされる建久年間（一一九〇～一一九九）から天和年間（一六八一～一六八四）に至る南部家の歴史を記した書だとしている。しかし、実際の記述は治承年間（一一七七～一七八一）、源頼朝の挙兵に同行が呼応したことから、元禄一五年（一七〇二）の南部重信死去に及ぶ。いずれにしろ、同書の編著者梅内祐訓が天和年間、または南部重信の死で区切りをつけ、擱筆しようとしたということにまず注目したい。

梅内がその時期をもつて筆を止めたのは、そこで擱筆するという意識が働いたからであると筆者は考える。盛岡藩にとって天和年間とは、寛文四年（一六六四）の盛岡・八戸両藩分立後八万石に低下していた領知高が、天和三年（一六八三）に再度一〇万石に高直しされ、藩主重信が従四位下に叙されるという時期である。^⑩ そのような天和年間、そして重信の治世や生涯を梅内は強く意識し、それらを南部家の歴史における一つの区切り、盛岡藩・南部家の新たな再出発だと見なしたといえる。梅内のこのような歴史観は、盛岡藩内、あるいは同書の成立経緯を併せ考えると南部家そのものにおいて、重信の存在、そしてその治世を南部家の歴史や盛岡藩史のエポック・メーリングなできごととする見方が存在し、広く認容されていたということの現れでもあるう。

確かに、南部重信が盛岡藩主となつたことは、それ以前の盛岡藩とは違う一時代を画した事件であった。寛文四年九月、異母兄の藩主重直が幕府に養子選定を委ねたまま死去するという異例の事態が発生する。同年一二月六日、重信と弟直房（一六二八～一六六八）を新たに大名として取り立て、重直遺領（従来の盛岡藩領）を分け、領知高八万石・同じく二万石をそれぞれに与えるという幕府の裁定が下り、重信は八万石を領する大名となり、新たな盛岡藩の藩主となつた。^⑪

重信の盛岡藩、そして直房が藩主となつた八戸藩は、幕府裁定により重信・直房を「しん儀に御とりたて」^⑫ という形を取つたため、建前上從來の盛岡藩と異なる藩として成立したことになる。にもかかわらず、両人がそれまでの領主南部家の血縁者であり、また両家の家臣や領域も従前の盛岡藩のそれを分けて引き継ぐ異例な形となつている。旧領からの

転封などもなく、それ以前の状況を精算できない曖昧な形で分立したことは、盛岡・八戸両藩、そして盛岡・八戸両藩主家に、かえって分立以前の盛岡藩と異なるのか、あるいはそれを引き継ぐものなのかという、存在意義 (*raison d'être*) の再定義を迫ることになったのである。

新たに盛岡藩主になつた重信の系譜意識、自己認識の一端を伝えるのが、延宝七年（一六七九）に铸造された盛岡城下の時鐘（盛岡市岩手公園に現存）に南部家菩提所聖寿寺の住職大道生安の撰により刻まれた銘文である。⁽¹⁴⁾ この当時行わっていた盛岡城修築や城下の繁栄、重信の統治を寿ぐ内容の銘文が刻まれたことで、時鐘は時代のモニュメントという性格を色濃くもつことになった。そのような銘文には統治者重信の意識が強く反映していると考える。そこでは、清和天皇から一一代を隔てた南部光行が、頼朝の奥羽攻略の功により糠部⁽¹⁵⁾を与えられ、それ以来子孫連綿、二九代、五〇〇年にわたつて支配を続けてきたこと、また重直死去後、家臣・領民が願つた結果、重信の家督相続が実現したと述べられている。この銘文で明らかなのは、重信が南部家の二九代目と歴代の系譜に連なるものとして位置づけられたことにより、『寛永諸家系図伝』で形成された盛岡南部家の系譜認識・自己意識が一層の定着をみたとみなせること、また、それにより伝統ある南部家の正当な後継者、領内の人々の総意として迎えられ、受け継がれてきた領地支配を継承した者として重信を位置づけた点である。⁽¹⁶⁾

寛文五年正月に重信が官途名を大膳大夫としたところで記述を終えている南部家の平仮名系図「なんぶきろく」（もりおか歴史文化館蔵）では、重信が藩主となる前の寛文四年七月、当時の重信の居所七戸城（現青森

県上北郡七戸町）の厩にいた二頭の馬に角が生えたり、同年一〇月に盛岡城の庭に二羽の鶴が舞い下りたり（南部家の家紋は二羽の鳥が向い合う双舞鶴である）といったことがおこつたと記し、これらを「きれい」⁽¹⁷⁾と言及している。これらの「きれい」を重信藩主就任の前兆として、重信を南部家の跡を継ぐべき定めをもつた者として歴史上に登場させ、意識付けようとした試みのように見える。「きれい」の創造・意味付けを伴つた重信をめぐるこのような「伝説」の成立は、南部家継承という正当性を得たい彼の立場を強化するためのものであり、彼の意志を十分に踏まえたものであつたと考えておきたい。

重信は、自らを古来存続してきた南部家の継承者と位置づけると共に、幕府裁定に基づく形で、徳川将軍家によつて新規に取り立てられた者という立場も併せて強調した。つまり、幕府の裁定によつて重直までの盛岡藩とは異なる新たな盛岡藩が立ち上げられた、いわば盛岡藩はリセットされたと見做したのである。興味深いのは、この二つの立場というのは切り離されて使い分けされるのではなく、重信から幕府老中や側用人に宛てた起請文や口上書などを見ると、二つの立場の論理が併せて示されているのである。例えば、寛文五年五月の幕府老中宛誓詞起請文前書⁽¹⁸⁾で重信は、自らの立場を「私儀今度被召出、不寄存知同名山城守跡式被仰付」とか「偏ニ御取立と奉存」と記し、今回召し出されかつ取り立てられた者と老中申渡どおりに示しつつも、自らを重直の跡式を仰せ付けられた者ともする。また元禄五年（一六九二）四月二十五日付で老中に提出された重信の隠居願では、「拙者儀被遊御取立御厚恩難有奉存候」と述べているし、五月一九日付で老中大久保忠朝および側用人牧野成貞・

柳沢保明（吉保）に提出した「口上之覚」⁽¹⁹⁾では、「山城守名跡」を相続した自身が、天和二年の高直により南部家が「再興」した者との認識を示し、これらをあわせて重信は幕府からの「新規御取立之御厚恩」と位置づけている。重信は、新規に取り立てられた者と盛岡南部家の名跡を継いだ者という二律背反的な自らの立場を一つに束ねるために、徳川将軍家によって自らが取り立てられたという「御厚恩」があつたからこそ、南部家の存続が実現したとみなす理屈を盛岡南部家の自己規定として打ち立てたのである。

さらに重信は、直房の子で甥に当たる八戸藩主南部直政（一六六一～一六九九）が、元禄元年（一六八八）に將軍綱吉の側衆となり、譜代大

名に等しい待遇を得た理由を、八戸南部家のみならず、南部家全体の問題として捉え、そのもつ意味を示した。八戸藩士のひとりから問われたとき、重信が語ったその見解は「公儀御書物有之南部御家支証之写」⁽²⁰⁾としてまとめられている。重信は、慶長五年（一六〇〇）から翌年にかけて関ヶ原合戦と連動して発生した奥羽の動乱で家康が父利直に厚い信頼を寄せ、上杉景勝の米沢転封に備えた軍事態勢を構築する際、奥州の大名は多いが、南部家ほど「家久敷高き家」はなく、「内心仇（キカ）て含者を放置」奥羽の大名を押さえるのは「其骨柄実有て猛し、予か先説にも建約を変す間鋪大名」である南部だと述べたことがその「支証」だと語っている。

右のような家康の言葉を重信がどこから得たのか明らかではないし、実際に家康がそのように言明したのかも詳らかではない。ただ、幕藩關係のなかで分立後の南部家の位置づけ、さらに領内支配の正統性と、そ

の確固たる姿を模索していた重信にとって、南部家への強い信頼を示したこの家康の話は飛びつきたくなる話だったろう。重信は、南部家を幕府が重く考えている原因を、南部家と徳川家（江戸幕府）との幕藩関係の形成過程に求めようとした。そして、出所不詳の家康の言葉から、近世大名南部家存続の理由を読み解き、幕府にとって南部家が必要不可欠な家だと信じようとした。南部家が存続を許され、公儀から重んじられている（と、重信が感じている）のはなぜか、自家の存在意義というこ

とについて重信が下した結論は、南部家に対する江戸幕府、徳川將軍家から寄せられている信頼の存在（幕府や徳川家が本当にそのように考えていたのかは明らかではないにしろ）ということだったのである。

このような重信の認識は、江戸幕府による「武徳大成記」編纂にあたり、命に応じて南部家が提出した所謂「貞享諸家書付」（貞享書上）⁽²¹⁾の叙述にも影響している。

江戸幕府は、天和三年（一六八三）一一月、幕府創業記である「三河記」の校訂を、老中阿部正武と、大老堀田正俊の子息正仲を總裁として、林春常（信篤）・人見友元（宜卿）・木下順庵（貞幹）ら儒者に行わせることとした。貞享三年（一六八六）九月、この事業は完了し、関係者への下賜がなされている。このとき、校訂が終わつた「三河記」に改めて付せられた書名が「武徳大成記」である。⁽²²⁾

「三河記」を校訂するにあたり、編纂資料として、大名などから提出された由緒書付が用いられた。事業が立ち上がりつた直後の天和三年一月二十五日、徳川將軍家の三河以来の事績を記した書物や自家に伝来する書留があれば提出することを求め、さらに翌四年（貞享元年）正月二二

日に「御感状並御書、御褒美先祖江被下候趣並家来之者ニも有之におゐてハ、其品委細書付、可被差出」よう命じ、それに応えて諸大名が「貞享諸家書付」（貞享書上）として知られる由緒書上を提出した。「諸記録雑集」と題された史料には、「天和四年御届書之子細」と題された部分があり、これに基づいて、盛岡南部家において貞享書上がいかにまとめられたかを明らかにすることができる。

右の達を受けて、盛岡藩では国許で、徳川家との関係について記録の「取調」がなされた。その折作成された取調書付が「諸記録雑集」にみえる。その内容は、

- ①天正一九年（一五九一）の九戸一揆
- ②慶長五年（一六〇〇）同六年（一六〇一）に、関ヶ原合戦に連動する形で発生した奥州の動乱への南部利直の対応
- ③寛永一六年（一六三九）より寛文六年（一六六六）まで行われた、重臣八戸・北・中野家からの家中証人江戸差し出し
- ④慶長一九年（一六一四）、大坂冬の陣への利直参陣と、講和後の茨木城破却
- ⑤元和元年（一六一五）九月、大坂籠城の元家臣南部十左衛門に関する問い合わせの経緯と結末
- ⑥寛永一三年の江戸牛込堀普請手伝賦課
- ⑦寛永一一年の「秀忠公御上洛之節」（正しくは家光の上洛）に際しての重直の供奉
- ⑧正保二年（一六四五）江戸牛込堀浚普請手伝賦課
- 以上の言及によって構成されている。

右の書付は下調べであつたようで、これを踏まえてさらに書付が作成された。その内容も「諸記録雑集」にみえる。こちらでは、先の書付にあつた②会津攻め参加、④大坂参陣とともに、

- ⑨寛永二〇年（一六四三）六月に発生した領内山田浦（現岩手県下閉伊郡山田町）へのオランダ船来航事件

⑩秀忠から信直に対したびたび文通があり鞍鎧が贈られていること

⑪利直と家康の親密な関係（鷹狩の供、夜話の相手、茶器拝領）

⑫秀忠の南部屋敷御成

⑬「越後御城」（高田城）手伝普請

⑭家臣北家・桜庭家に、馬献上に対する秀忠からの書状・拝領物が存在すること

の諸点に関する叙述が加えられている。これらの内容は、南部家が當時認識していた江戸時代初期における南部家と徳川家の関係を、②の慶長五・六年の動乱の対応に力点を置きつつ、その関係の開始から、將軍・大名間の幕藩制的主従関係の構築過程、それに基づく奉公について記載したものだといえる。その一方で、取調書付にあつた③の家中証人差し出し、⑥・⑧の手伝普請、⑦の上洛供奉などの記述はカットされた。その理由としては、これらは諸大名に共通した「奉公」であつて、より南部家独自の徳川家との関係記事に内容を特化して、徳川家との密接な関係を強調したいという思惑があつたからではないかと考えておきたい。この書付が提出用として盛岡から江戸に送られたのである。また、これとあわせて、ブレスケンス号事件に関する南部家の対応を記した家臣野辺地忠左衛門の覚書の写も作成され、これも江戸に送られている。

ところが、現在伝わっている南部家の「貞享書上」⁽²⁵⁾は、「諸記録雑集」にみえる当初取調書付や次いで作成され江戸に送られた書付とは内容が大きく異なっている。その内容は、

- 九戸一揆の際の家康・信直の行動
- 文禄元年（一五九二）、信直が家康に属し肥前名護屋に出陣
- 家康・秀忠が南部領に鷹・馬を求めて家臣を派遣、家康から信直に対してたびたび文通があり、鞍鎧が贈られていること
- 関ヶ原合戦に関連し、慶長五年（同六年）に奥羽で発生した動乱への南部利直の対応
- 利直と家康の親密な関係（慶長一五年春の駿府参勤時のエピソード。夜話の相手、茶器拝領）
- 慶長一七年（一六一二）一二月二〇日、秀忠による南部家江戸屋敷御成
- 慶長一九年四月、高田城手伝普請
- 慶長一九年冬、大坂冬の陣への参陣と陣所でのエピソード
- 元和元年、大坂夏の陣への出陣を止められたこと
- 元和元年（一六一五）九月、大坂籠城の元家臣に関する問い合わせの経緯と結末
- 秀忠が南部領に馬を求めて役人を派遣、重臣北家・桜庭家に馬献上につき秀忠からの書状・拝領物が存在

というものである。「諸記録雑集」所載の書付二通と比較すると、歴史的事項としては①②④⑤⑩⑪⑬⑭の各点が「貞享書上」に記載される一方、肥前名護屋への出陣と大坂夏の陣への参陣を止められたことが加わ

り、ブレスケンス号事件に関する記述が消滅している。細部でも、①にあつた九戸一揆の際に家康から井伊直政が派遣され「領内之事候間、兵部少輔用事相達申候様御頼被成由」南部信直に伝えられたという言及がなくなり、「岩手山」⁽²⁶⁾に出馬した家康に馬を献上したことが付け加えられている。盛岡から送られた書付の内容をふまえながら、幕藩間の折衝や南部家内での調整などを経た結果であろうか、内容が再構成され、正式に幕府へ提出されたとみなしておきたい。

幕府の通達にもっぱら則つたとはいえ、盛岡藩が自藩の「公式見解」として、徳川家との関係構築過程を重視し、特に家康・秀忠との関係に絞つて最終的に書上が作成されたことは明らかだろう。このような方は、南部家の存在意義を幕藩関係形成過程における徳川将軍家、特に家康との深い信頼関係に求め、それによって盛岡藩の自己認識を定義した重信の姿勢も反映したものだったと考えておきたい。

一方、分立したもう一つの藩、八戸藩における自己認識はどのように形成されたのだろうか。旧領と家臣の大部分を引き継ぎ、旧来の藩を受け継いだかのような認識を示すことができた重信に比べ、旧来存在した藩の領地や家臣などを分けられるという経緯を経て新たに成立した八戸藩においては、幕府の命によつて新しく成立した藩としての自己主張と、古くからこの地を支配する領主家という二律背反のなかで自己を規定せねばならなかつたといえる。

二代藩主南部直政が元禄九年（一六九六）に著した「南部左衛門佐直房別成一家弁」⁽²⁷⁾では、自藩について、①「父兄之遺禄」を賜つたのではなく、幕府の裁定で新たに禄を賜つた家であること、②仙台藩の分知大

名田村建顕や伊達村住（村和の誤りか）のような「嫡家附庸」ではなく、盛岡南部家と別に領知朱印状を得ていること、③盛岡南部家とは別の軍事指揮権を有し、法令の伝達も別途になされること、④家督相続時には直接幕府から申し渡しがあること、⑤幕府巡見使の接待を自家単独で行うことなどを例に挙げ、八戸藩・八戸南部家が独立藩・独立大名という主張を強調している。

その一方で、先にも見たように、八戸南部家では、「南部御家を公義重く御思召」理由を南部重信から聞き取っている。八戸藩ではこの重信の見解が演繹され、さらに南部家の先祖にまで遡及された。その一例を、

八戸藩の官撰史書「南部家伝旧話集」⁽²⁸⁾にみることができる。同書は「南部左衛門佐直房別成一家弁」が著されたのと同じ元禄九年、直政が自ら「自家之旧事」を尋ね、それを老臣に諮詢したり、また旧記を参照して討論したりすることを得られた所伝を、老臣の一人中里幸生にまとめさせたものである。同書の序文によれば、南部家は清和天皇の末孫であり、源義光五世の後胤南部光行を曩祖とし、承久のはじめから糠部を五〇〇年にわたって支配し、戦国の世でも領地を保ち、他の領主の麾下とならず、代々天下の主から命を直接うける家で、将軍から御教書を得た政行、国司として活躍した守行のような人物も出現し、家の名声を損なうことなく、連綿と血統が続いてきたことをまず強調する。そして重直に嫡子が生まれず、後嗣がないまま死去しても、將軍徳川家綱が重直の弟重信・直房両人の存在を知つて重直の遺禄を分からしそれぞれに与えたのは、長く続いた家の歴史と、両人の父利直が「東照大神君」徳川家康に対して尽した忠義によるとして、南部家の存在意義を位置づけてみせたので

ある。利直に対する家康の信頼こそ南部家が維持された原因という重信の考え方と軌を一にする捉え方だといつてよいだろう。

同じく序文において、両藩の分立については、幕府が父兄の遺禄を二子に分け、新たに立てたものと述べたにもかかわらず、卷五の本文中では、重信の立場を重直の遺跡一〇万石を分かつてそのうち八万石にて家を立てた者と記し、本来相続人設定がなされなかつたために発生した重直遺領の分与という事態を、重信が重直の後を相続し家を立てたかのように記述しており、独立藩としての立場を強調した序文の主張と食い違ひが生じている⁽²⁹⁾のである。

八戸藩・八戸南部家が、大名家として存続する正統性や支配の根拠を、南部家そのものの持つ古い歴史、長い間の領地との結びつきに求め、そこに至るまでの過程を史書という形で公に示したのがこの「南部家伝旧話集」だといえる。しかし、南部重信が形成した自己認識に則る形となり、八戸藩の自己認識に潜む矛盾が露呈したのである。

これまで見てきたように、南部重信は、新規取立・藩分立後の自らの立場や新たな盛岡藩のアイデンティティの位置づけの必要性に迫られた。彼は、幕府の裁定の申し渡し通り新たに取り立てられた者という立場を強調しつつ、自身を伝統ある南部家の正当な後継者、受け継がれてきた領地支配を継承した者として位置づけ、自らの藩主としての権威強化に結びつけた。さらに、自家存続の意義について、家康以来の徳川家との関係、幕府との関係に拠るものとの認識に立ち、自家の歴史観、さらに同族が藩主となつた八戸藩の認識にも反映させたといえる。

二 古文書と領主権威の不思議な関係

—南部利視による藩政改革との関連性—

(二) 召し上げられた古文書

現在もりおか歴史文化館に所蔵されている盛岡藩主南部家の史料中に、天正一九年（一五九一）九月六日付の「百姓地下人等還住証文」という文書がある。盛岡藩主南部利視は、元文四年（一七三九）八月から九月にかけ、下風呂温泉（現青森県下北郡風間浦村）への湯治という名目で、領内北部、現在の岩手県内陸北部・青森県三八上北・秋田県鹿角地域を巡る領内巡視を行った^{〔30〕}。この旅中に利視は、天正一九年、南部領で発生した九戸一揆（九戸政実の乱）を鎮圧するために豊臣政権から派遣された蒲生氏郷・井伊直政・堀尾吉晴・浅野長吉（長政）が連署し、合戦を厭い村落から逃散した百姓たちに対し、軍勢が非道なことをしないと保証し、帰住を促したこの文書の存在を知った。

巡視旅行の日々の記録である「屋形様田名部下風呂御湯治之記」（もりおか歴史文化館蔵）元文四年八月二二日条や、「百姓地下人等還住証文」の由緒書「福岡御代官所平糠村東ノ十郎左衛門より指上候百姓帰住証文之由緒并右始末之記」（もりおか歴史文化館蔵）によつて、利視の目に留まつたこの文書が南部家の有に帰した経緯を確認しておこう。

元文四年八月二二日申中刻（午後五時頃）、宿泊先の一戸宿（現岩手県二戸郡一戸町）弥惣治方に到着した利視は、同夜、この近在を所管する福岡通（「通」とは盛岡藩内の地方行政区画の呼称）代官の哥書茂内が差し出した、一戸近郊の平糠村（現一戸町平糠）に居住する百姓、東

ノ重兵衛（この後、利視から十郎左衛門と名を与えられる）が所持する「百姓地下人等還住証文」を、側役伊藤嘉兵衛祐清の取次で熟覽した。^{〔31〕}この証文は、かねて伊藤が存在を把握し、宿に差し出すよう事前に代官に伝えていた。利視は他の側役にも証文の実見を許し、哥書に対しても今後とも大切に取り扱い保存するよう、伊藤から伝えさせた。

領内巡視を終えて利視が盛岡に戻ると、伊藤から、一戸で見た証文がことのほか古びており、百姓の手にあってはどれだけの年数保てるか心許ないとして、証文を召し上げ、替証文を持ち主の十郎左衛門に与えるよう具申がなされた。この伊藤の意見が通り、代官から意向を伝えられた十郎左衛門は、一〇月一八日に証文を盛岡に持参、提出したのである。同日中に利視は側用人や伊藤らと替証文の文面を評議、利視の面前で替証文が作成され、家老たちに回覧されて捺印された上、翌日に替証文が福岡通代官に与えられた。この替証文は、本紙の写と末書、それぞれを小奉書一枚宛で作成されており、それを二枚継ぎにして、継目裏に「随分下ヶて」家老の判がおされている。これは写とはいうものの、署名のある蒲生・浅野・堀尾・井伊に対する遠慮の意を示したためだという。また、替証文の日付は、一戸宿で利視が証文を披見した八月にさかのぼる形がとられた。

帰住証文は一一月四日までに表装されたが、同日、伊藤に対して、今回の一の経緯を由緒書に作成し、証文と共に箱に入れ保存することが命じられた。翌々日までに作成された由緒書の文案は、利視に承認され清書されたのち、証文と共に箱に収められ、盛岡城中の御宝蔵に納められたのである。以上の経緯だけならば、南部家が由緒ある文書を、本来所有していた

領民から献上させただけの話ということになりかねない。しかし、この利視の領内視察では、寺社所蔵の古文書・宝物や、南部家由縁の地の旧蹟の視察を行い、南部家旧居城の三戸城（現青森県三戸郡三戸町）の遺構保護も指示されている。加えて、この視察中に見分したり記録をとつたりした文書・遺物などは、一〇月二一日付で「諸宝物証文縁記」⁽³²⁾としてまとめられている（その内容は、【別表】参照のこと）。視察を契機にしてというより、領内視察の目的の一つが、これら領内の古文書・遺物

・旧蹟の見聞のためかのような印象さえ受けてしまうのである。

利視の領内視察実施後、盛岡藩では藩士はもとより民間に至るまで、所有する古文書などの保存が命じられている。視察の翌年、元文五年（一七四〇）五月晦日には、領民に対し、所蔵する「名筆・古筆・判物」や由緒書などの「末々証拠ニ相成候類」を引き続き所持するよう申し聞かせるよう命じているし、藩士に対しても延享四年（一七四七）六月一五日付で、先祖伝来の武具・馬具・書籍など譲り受けた品々を粗末にすることのないよう命じている。⁽³⁴⁾

古文書の召し上げには、このような実例もある。盛岡城下六日町（現盛岡市下ノ橋町）で酒屋を営み、享保一四年（一七三一）二月「酒屋支配元」となった十一屋高橋家に伝わる「南部信濃守様宛徳川秀忠公書状」⁽³⁵⁾と、南部家に差上げの次第書留」という古文書によれば、同家には南部利直に宛て鶴二連献上の礼を述べた徳川秀忠の御内書が伝えられていたが、延享元年（一七四四）八月、藩から「古筆之類在之候はば、伊藤嘉右衛門え御吟味被仰付、御覽之上、御下げる」という触達があつたため、九月一四日町奉行織笠庄助のもとに所蔵の御内書を提出したところ、御内書

は十一屋に改めて戻さず「御取納」という処置がとられた。十一屋には所蔵の経緯に対する「御尋」があり、寛永六年（一六二九）三月二八日に先祖高橋甚右衛門が南部家の重臣北九兵衛（宣継）より頂戴したものであると回答している。一〇月二一日には織笠の屋敷に十一屋の当主伊兵衛政宥が呼び出され、「重き御判物」を数代にわたって所持し今回差し上げたことに対する利視からの「御満悦思召」が伝えられ、褒美が与えられている。⁽³⁵⁾

このような動きをどう見るか。利視としては、先祖宛の文書、南部家に関連する文書を集めたいという意思があつたのかもしれないが、そのためあたりを明示した史料は確認できない。しかし、藩が領内に触達を行つたうえで古文書や家重代の道具類を保存したり、古筆類の吟味を行つたりといった施策を実施しているということになると、利視の単なる好古癖としてこの問題を語るわけにはいかなくなりそうである。果たしてこの施策は、政治動向・社会状況と何の脈略もなく行われたものであろうか。ことは「繁多」として叙述がなされていない。

（二）アーカイブズ政策の展開

利視は、領内視察の直前、伊藤祐清に命じて、藩史「南部記録註解」⁽³⁶⁾を編纂させている。同書は、南部家の祖とされる光行から豊臣政権下で近世大名となつた信直までの事績が簡略に記され、それに注釈が付された形式のもので、江戸時代における南部家の利直以下の当主たちについては「繁多」として叙述がなされていない。

同書末尾の識語によれば、もともと同書は盛岡藩の儒者下村奚疑が編む所の古書に、伊藤が「君命」によって「増補」、「撰編」したものとい

う。また元文四年三月一七日付の序文によれば、この書は下村が「御先代」から命じられて「撰徧」した「御記録」がもとになつており、その「御記録」の内容が詳細ではないために、伊藤祐清に「聞及申所書付可指上之由」という「御意」が同年正月に下つたため、「御記録」の本文に伊藤が記憶している内容によつて註解を加える形で成立したものである。下村に「御記録」の編纂を命じた「御先代」とは、単なる先代藩主というわけではなく、序文が書かれた時点において先立つ代の藩主といつたほどの意味であろう。下村が生存していた時期、盛岡藩との関わりを持つ時期から考えれば、「御先代」は藩主南部重信と考えられる。一方、「御記録」の補足として聞き及ぶところを書付にして提出せよという「御意」を伊藤に下せるのは、南部利視をおいて他にない。

つまり、盛岡藩・南部家自身によつて、初めて自家の歴史、近世大名録」と呼ばれるもので、「文章不委」と伊藤が述べるように、必要最小限の記述にとどまり、その結果として、不十分な内容と見なされたために、利視の命によつて増補がなされたのである。「南部記録註解」は、「御記録」の記述を本文とし、「細字」で註解を加える形式で著されていいる（写本では行頭一字ないし二字下げの形式となつていて）。伊藤は別途南部家の歴史に関する内容の「覚書」を作成していたが、執筆当時藩主利視に従い江戸詰だつたため、盛岡にあつた覚書を参照できなかつたという。この「覚書」と称するものが、現行の『祐清私記』として我々の知るもの、乃至はその原形をなすものとも考えられるだろう。

「南部記録註解」の編纂を命じた点からも、南部利視が自家の歴史に

興味を抱いていたことは事実であろう。しかしながら、先にも言明した通り古文書収集が実施され、古文書・古道具所有者に対して保存が命じられるだけではなく、加えて関連する諸施策が行われる状態というのは、単に藩主の趣味的な歴史癖・古物癖に留まるものではなく、古文書をめぐる政策的な展開が当時の盛岡藩に存在したことを見示すものだ。

実は、利視の古文書・文献に関するこれらの作業と同時期に、江戸幕府においても、將軍徳川吉宗が主導する幕政改革（享保の改革）の一環として「アーカイブズ政策」が展開され、公文書の管理政策や、古文書・典籍の収集、さらには武器・馬具・古筆・茶道具・織物切などを含む道具類の調査などが行われていたことが知られている。⁽⁴⁰⁾ すなわち、幕府の政策と類似するアーカイブズ政策というものがこの時期盛岡藩においても存在しており、その動きの一環として古文書をめぐる政策を把握すべきではないかと筆者は考えるのである。

古文書収集は、南部家の系譜・系図集・文書集編纂と並行して行われたものと考えられる。寛保元年（一七四一）には、先ほどの伊藤祐清と、御側御祐筆を務め、この頃は御側御給仕の任にあつた円子_{しるす}記親昌（のち精親）の二人を「諸士系図・武器・古筆等御用掛」とし、同年六月、「内命」によつて諸士・諸医・与力などの由緒、古筆・武具類所持に関する調査が開始され、寛延二年（一七四九）七月まで継続されている。⁽⁴¹⁾ 家臣の側はこの調査にどのように対応しようとしたのか。調査の過程を知る詳細な史料はあまり残されていないが、いくつかの明らかな事例から検討を加えてみたい。

南部家一門である遠野南部（八戸）家では、六月に同家の系譜を簡単

なものでもよいと見たいという利視の希望を受けて家譜の編纂が始められた。この家譜編纂について、田中喜多見氏の紹介した史料によれば、伊藤からは簡略な内容、仮名交じり、返り点無し、という書上を記述するに当たつての方針が示され、それに沿つて遠野南部家の家臣宇夫方広隆が編纂にあたり、先祖の実長から先代の信有まで二六代、記載年代は暦仁元年から享保二〇年の「春秋四百九十八年」にわたる四巻の系譜「八戸家系伝記」がまとめられた。同年一一月二五日にまず伊藤のもとに提出され、伊藤から利視にも披露する旨の挨拶がなされた。遠野南部家では盛岡屋敷と知行所の遠野それぞれに同書の控を置いたという。⁽⁴²⁾

これ以前にも、遠野南部家では自家の家譜・歴史編纂の試みが何度かなされていた。例えば、天和年間（一六八一～一六八四）に当主義長が下村爰疑に委嘱し、次の当主義論の代に脱稿した『源氏南部八戸家系』や、正徳三年（一七一三）に当主信有が宇夫方広隆の父政局に撰修を命じ享保年間に脱稿したとされる『八戸家伝記』などである。⁽⁴³⁾ 寛保の由緒書上の際には、現にこれらを参照して「八戸家系伝記」が編纂されており、このような基礎が存在したことによって、遠野南部家では比較的短期間で由緒書上提出への対応が可能だったといえるだろう。

遠野南部家に宛てた寛保元年五月付書状⁽⁴⁵⁾の中では伊藤は、遠野南部家から示された「御尋」に答える形で、南部家先祖が奥州に移ってきたのは、將軍足利義教・鎌倉公方足利持氏の代ではないかという疑問を全否定し、初代光行の代、文治五年（一一八九）の奥州征伐の「軍功之賞」として糠部が「加恩之地」として与えられ下向したものだとしている。南部家の奥州下向の時期については、盛岡南部家による支配の由緒、正当性に

も関わることから否定するものの、遠野南部家に関わる点は、程経たこととして、否定せずにかわしている。利視の命による家譜の編纂が六月開始とされているものの、このような書状が存在することから見て、実はそれ以前、内々に「諸士系図・武器・古筆等御用掛」の任にあつて藩（藩主家）側の見解を代表する祐清と遠野南部家との間で、家譜に記載する内容の摺り合わせが行われたことを示すものだと考えたい。その過程で遠野南部家側の主張は祐清が書状で述べるところの「有増承伝候所」に統一されたと考えられる。

一方、田中喜多見氏の史料紹介によれば、伊藤・円子は見分の必要があれば家臣の屋敷に赴いたり、家臣所持の古文書を見分して写の提出をうけたり、花巻在住の藩士たち（花巻御給人）の書上提出を受けるため現地に出張もしていた。⁽⁴⁶⁾

円子が後年執筆した隨筆風の筆記「精親見聞私記」（岩手県立図書館蔵）に、ある家に珍藏されていた「浅野弾正少弼様より之御状」を故あつて披見した話が記されている。該当する書状の日付・差出は「正月十一日弾正少弼慶儀」とあり、宛所は「淨法寺殿」、内容は「年始状の返事」で、かつ「明日松岳殿三戸へ御参之由承候、親子合ニ被上、御取合可申」という文言のあるものだった。円子は、豊臣政権の奉行の一人である浅野弾正少弼長吉（長政）が九戸一揆の際下向したことは事実だが、子息の長慶（幸長）を伴つて九戸へ下向した事実は聞き及ばず、また九戸落城後上方に登つた長吉が年始に南部に滞在するはずもなく、さらに長吉ほどの者が三戸に赴いてわざわざ「陪臣の年礼」の口添えなどするはずもないと考証を加え、「弾正少弼」の正体は、戦国期の南部一門、

南弾正少弼慶儀のことであり、浅野の書状とするのは「妄説」だと切り捨てた。円子は、文言に少し気がつけば子孫でも浅野の書状などという伝来に疑いを抱くもので、家伝を守り却つて先祖の愚かさを後世に伝え明らかにしたものだと失笑している。何とも強烈な発言である。伊藤祐清の影に隠れてしまつた感のある円子だが、彼も文書に関してひとかどりの考証ができる実力の持ち主だったようだ。円子が触れた某家の珍蔵文書というものは、後に触れる文書集『宝翰類聚』に、藩士松岡内蔵之丞忠郁⁽⁴⁸⁾所蔵の文書として収められている。⁽⁴⁹⁾故あつて披見した旨が記されてゐるが、それは恐らく、利視の命による家中の由緒・文物調査の折のことだつたとみられる。

田中喜多見氏が紹介した盛岡藩士葛西家の文書には、伊藤・円子による文書調査とそれを踏まえた文書書上について記したものがある。葛西家は、秀吉の奥羽仕置以前に現在の岩手県南から宮城県北にかけての地を領していた葛西家の子孫であるという。この古文書調査の際には、葛西家に伝來した足利義輝の御内書、幕府管領の細川高国・晴元らの書状を所蔵していた。右の文書によれば、見分時に伊藤・円子の供覧に付するものを葛西家側が取捨選択しているが、それが伊藤・円子からある程度の選択基準を示されたのか、藩士の側の恣意的な選択だつたのかは不詳である。葛西家の場合、供覧に付せられた文書は伊藤・円子の指示によつて、本文・判すべての写を作成・提出するもの、本文のみの写を作成し提出するもの、名付（差出・宛所）ばかりの写を提出するものに分けられたようである。⁽⁵⁰⁾

これ以外にも、延享三年（一七四六）六月、家臣氏家弥右衛門に対し

て、当春「依御尋」先祖より数代にわたつて伝來する「古印書三通」を差し上げ、それに対する褒美として「御上下」と「御召御帷子」を拝領している事例が藩政記録に見えるが、これも、このような調査を通じて文書の存在が確認され、原文書の提出が求められたものとも考えられる。一方、盛岡南部家による史料収集の実施は、関係者から他領にも伝えられていた。ここでは南部家関係の古文書を提出した仙台領水沢（現岩手県奥州市水沢区）の浪人中目左司馬の例を見よう。中目左司馬は、仙台領水沢領主の留守家家臣中目惣右衛門の弟で、盛岡藩士藤田嘉七郎の従弟にあたる。寛保三年一〇月一四日、彼は南部家の先祖に宛てた一枚の「古き判物」を持参して、盛岡の藤田のもとに現れ、南部家に召しだしてほしいと仕官を願い出た。藩主側役の山屋説字が一七日に藤田邸に滞在している中目のもとを訪れ、身元や水沢における差障りの有無などを問い合わせないことは、役人に申し聞かせることができないと説くと、中目もその問い合わせを行うように応答があつたため、中目を藤田と共に水沢に向かわせ、親類中に問い合わせ、差し支えがなければ役人に話を持ちかけることにした。その翌日に出立した藤田・中目兩人は二三日に盛岡に戻り、やがて、一月四日、中目は家老の葛巻覚右衛門邸に呼び出され頭、中目が持参した古文書に南部家の先祖の名が記されているため留め置き、中目には五人扶持を給し、盛岡に引っ越した時点で正式に召し抱える旨が申し渡された。⁽⁵¹⁾中目が当初から仕官を望んでいたことから見ると、恐らく中目は親族の藤田から南部家の古文書収集について聞きつけ、仕官するための手段として文書を用いたものと考えられる。

利視の命による調査は、寛延二年（一七四九）七月まで継続され、その間、「大小之諸氏由緒・古実」の「御尋」、また信直・利直・重直三代、さらに花巻郡代として碑貫・和賀両郡の内政統治にあたつた利直次男政直が、南部家家臣に対し与えた「御墨印」、すなわち知行宛行状（政直のものは、管轄下にあつた両郡に知行をもつ南部家家臣に宛てたもの）が提出され、利視の供覧に付された。⁽⁵⁴⁾

これらの調査において家臣から提出された系譜書上をもとに系図集「系胤譜考」（もりおか歴史文化館蔵）が編まれている。また古文書集「宝翰類聚」（岩手県立図書館蔵）は、伊藤・円子の調査において、家臣から提出された古文書の写などをもとにしたと考えられる。

一方これと同時期に、別途、近世初期、南部信直・利直・重直三代が発給した家臣宛知行宛行状などのほか、家臣の由緒・古実を集成した「由緒御書物」である「普胤鑑考」も編まれた。⁽⁵⁵⁾「宝翰類聚」は「普胤鑑考」に含まれない文書で編まれたとも可能だろう。これらの系譜・古文書集は、藩士たちの由緒書上の内容を裏付けるものとして作成されたと考えられる。

もうひとつ、先年、盛岡市に南部家から寄贈された史料に含まれている同家の家譜「南部記録」（もりおか歴史文化館蔵）の編纂もこの時期にはじめられている。長大な巻子本の形で伝存したこの家譜は、清和天皇から家祖南部光行を経て利視に至る歴代やその子女の事蹟について文章系図の形で表したもので、その冒頭に寛保三年時の関白一条兼香が執筆した「冠文」が冒頭におかれている。

この家譜編纂の経緯について、利視の甥南部利謹（利視の従弟でその

養子となつた南部利雄の嫡子）が記した「明和四年（筆者註、一七六七年）歳次亥四月日」と日付がある跋文が、記録本編とは別の巻子本仕立てで残されている。それによれば、この家譜は利視の撰するところで、さらに伊藤祐清が「考訂」を加え、一条兼香が序を加えて成立したものだが、編が成った後、自書することを望んだ利視が業を終えぬまま死去、利雄は利謹にそれを書きつぐことを命じたため、利視の志を継ぎ謹記したという旨が記されている。つまり、利視主導による史料収集などの一連の作業をもとにして、その集大成として編まれたものが、この「南部記録」だといえる。

その内容を見ると、『寛永諸家系図伝』の幕府への系譜呈上に至る過程で定まつた歴代の代数を踏襲し、それに伊藤祐清が歴代の事績や子女の事績を「考訂」する形で系譜内容を整備充実させたことがうかがえる。このような「南部記録」の内容を、江戸幕府による『寛政重修諸家譜』編纂に当たつて南部家が提出した系譜書上や、その後幕府に呈上した系譜書上⁽⁵⁶⁾と比較すると、その記載のもとになつたと考えられる部分も多い。南部家ではこの系譜の内容を、幕府編纂の系譜集成などにも反映させようとしたといえる。直接的・間接的に、これ以降の南部家関連の歴史叙述にも影響をもたらしたであろうこの家譜の詳細な検討が、これから必要であろう。

こののち、南部家では幕末に至るまで藩の御記録方役人によって「御系譜」という南部家の系譜が編纂されていく。同書は、藩主の系譜だけではなく、各人の譜に領内の主要な出来事、領地支配の正当性や、幕藩關係にかかわる言及や史料を収載しており、いわば南部家の家史といつ

ても良い内容をもつ。この「御系譜」にも一条兼香の「冠文」が置かれていることから、同書は「南部記録」編纂の成果に基づき受け継ぐ形で編纂されたと考へることができる。⁽⁵⁾

(三) 藩政改革とアーカイブズ政策

江戸幕府のアーカイブズ政策は、徳川吉宗による幕政改革の一環として行われている。つまり活用・保存することに政治的な意味が見いだされ、為政者の意思が働いて実施されたものである。そう考えると、盛岡藩において展開されたアーカイブズ政策も、単なる利視の趣味的な古文書収集や歴史愛好癖という観点ばかりが作用したものとして語るわけにもいくまい。いかなる理由でこの時期において古文書の保存や活用が図られたものであろうか。

盛岡藩では、この時期、慢性化した財政の立て直しが行われていた。⁽⁵⁾

この動きは一連の政治的な流れから、利視の主導による藩政改革と考えることができる。

盛岡藩では、元禄年間まで藩主をつとめた重信の代までは財政的にも富裕であったという。幕末期の盛岡藩士星川正甫が藩財政、経済政策の変遷をまとめた「公国史 食貨志」によれば、重信の統治下における藩財政は、それまで支えてきた鹿角郡における産金が減少に転じたこと、延宝八年・天和元年（一六七九・一六八〇）両年の不作、かつ子息・孫の分家に伴う負担増というマイナス要因はあつたものの、「公室の富饒諸侯に冠たり」というありさまで、かつ藩庫には金銀の貯蓄、蔵米の貯

功する一方で、藩政の内容が未だ単純で諸役所の人員も抑えられ、加えて質素の気風があつたとされている。

同藩が財政難に陥ったのは、重信の子行信が藩主となつた元禄年間

（一六八八～一七〇四）以降のことであり、不作・凶作が頻発するとともに、折からの消費経済の発達に加えて、参勤交代における支出増、大名課役の負担増があり、加えて、行信・信恩・利幹と短期間で藩主が交代し継続的に有効な対策を取り得なかつたことで、財政の悪化に拍車をかけている。藩は当座の処置として借財に踏み切り、元禄一三年（一七〇〇）には盛岡城下の商人から初めて借財したが、その額は、元禄末年には四万両余、享保七年（一七二二）には一〇万余両に膨れ上がつた。享保二年三月には家臣の俸禄借上を初めて実施すると共に、領内に賦課する役錢に新たな税目を設けることとし、領民からの収奪も強化した。

享保八年、利視の養父に当たる藩主南部利幹は、財政全般を総攬する元締役に藩士沖弥一右衛門を登用し、消費経済への移行に伴う国富の損失を防ぐため、儉約励行、借財の年賦化、出納の吟味、財政の表・奥の峻別を柱とする藩財政改革に着手、翌年にはこれに加えて役職の統廃合、人員整理、公用以外の文書遞送禁止、諸器物納入の入札導入などの行政改革に着手し、冗費を抑え支出減少に努めた結果、同一〇年の段階で借財が蔵元の江戸商人綿屋からの分四万両のみに減少するという成果をあげた。しかし同年六月に利幹が死去し、利視が相続すると、藩主主導による改革は頓挫し、門閥家老の復権と改革を担つてきた前藩主側近は失脚、沖は永の暇となり追放された。⁽⁶⁾

改革頓挫の結果、藩財政は再び悪化の道を辿つたため、享保一二年三

月には利視の曾祖父重信段階における施政を目標と定め、役所の出費を抑制するなどの緊縮策を打ち出し⁽⁸⁾、同一四年七月には「勝手向不如意」や近年の「諸用差支」を理由に「稠敷儉約」を打ち出し⁽⁹⁾、各地を統括する代官に対しては支配下百姓からの「諸役金・諸運上」の取り立てを督励するなど⁽¹⁰⁾、再び出費の抑制と役金収奪の強化による財政困窮からの脱却が目指された。

利視は、享保一六年（一七三一）正月、財政難を開拓するため「向後者御政治向諸御用共ニ御直ニ御聞可被遊」と宣言、藩政のありようを「御席」と呼ばれる家老席を頂点とする藩政機構への依存から「殿様御自身」が「御政事」を行う藩主親政へと移行する大転換が図られた。藩政を総攬することにした利視は、役人に對して、家老を通す形ではなく自らに対して「当家の為に成るべき事」を言上するよう伝達した。⁽¹¹⁾さらに、元文五年（一七四〇）二月、盛岡城下紙町（現盛岡市上ノ橋町）の橋（現在の上ノ橋）詰に投書箱を置き、広く政治向きの意見を聞くこととした。このような「下々之存念」を知る試みは、一面において家老や諸役所といった改革政策実施の阻害要因ともなりうる機構を通さず、藩政の問題点を直接把握するためのもので、加えて、家老席の政務からの実質的排除を通じて、改革政治を断行する藩主への権力集中を図ろうとした動きと考へてよい。先に見た元文四年領内北部の視察に加え、寛保四年（一七四四）に遠野・閉伊郡沿岸でも実施された「御忍」による民情視察の実施も、地方に藩主が自ら赴くことによって、領内支配における藩主への求心力を高めようとする動きであつたともいえる。

先の「百姓地下人等還住証文」収集の経緯を見ていると、古文書収集

は側役の伊藤祐清が中心となつて行われており、家老などの表方役人が関与するのはわずかな部分にとどまっている。藩主の意向を受けて側用人以下の側役人たちが中心となつていていることに注意する必要があるだろう。アーカイブズ政策の担い手が表方の役所ではなく、藩主の強い意志の下、身近に仕える側近たちが担つていたのも、当時の藩主親政という藩政動向が反映したものであろう。

利視による藩政改革の全容については今後の研究に俟つところが大きいが、①享保二〇年の「七ヶ年御勘略」実施や冗費節減などに代表される儉約令・緊縮財政、②代官所の配置変更・整理・統合に代表される藩政機構の整理と人員整理、③検地実施・新田開発促進・役金賦課などによる財政収入増加、④家臣団の再把握などの諸施策が実施されている。盛岡藩のみならず、全国的に見て、享保期に藩政改革を実施した藩は比較的多く、藩財政の窮乏や消費経済の発達に伴う経済情勢の変化に対応するためのものだった。その一般的特徴としては、改革の主体は藩主、ないし補佐する重臣であり、儉約励行・綱紀刷新、家臣団対策、年貢増徵・農村支配強化といった諸施策が展開されたと指摘されている。加えて、幕府財政の再建を目指して緊縮財政と儉約の励行、年貢増徵策を実施した將軍吉宗による享保の改革との共通した特徴があり、関係性も考慮されるべきものとされている。⁽¹²⁾

藩政改革の必要条件として挙げられるのは、①政策を実施する強力な主体が確立していること、②改革の意図や理念が存在すること、③政策が特定の分野だけではなく、総合的に打ち出されていること、④政策の実施が、成否にかかわらず、藩政に影響を与えることといった点とされ

るが⁷⁸、南部利視による藩政の展開が、藩主が実行の主体となり、その側

近である側役人を改革実施の手足として、儉約・行政整理などの緊縮策や財政収入の確保などを目指した、この時期における藩政改革の特徴を有したものであることは言を俟たない。加えて、同時代性もさることながら、財政難からの脱却という目的や、儉約令や行政組織の改革、年貢増徴策や新田開発奨励という手法も、地域性や規模、内容の面では違いがあるものの、財政立て直しの具体策、手法としてこれらが採用された点から、幕府による享保の改革との関係性があるといつても良い。利視による藩政は、彼の主導下によつて行われた、いわば盛岡藩版「享保の改革」だつたといえるだろう。

それを裏付けるのが、利視の懷いた吉宗觀である。吉宗の改革政治について、利視は、「当所も右にしたかひ、当御風之被仰出万端相用候様ニ致度存候」と、吉宗主導による幕府の全国法令を万端取り入れたいとの意向を示した上で、吉宗を「御名君」と称し、理にかなうことばかりを命じており、その善し悪しを問わずに領内にそれらを知らせておきた⁷⁹。吉宗や彼の政治に対する利視のシンパシーは、政治・財政に対する危機意識やそれに取り組む姿勢、強力なリーダーシップへの共感や憧憬からのもので、改革の理念を共有しようとするものだつたのである。盛岡藩のアーカイブズ政策というのも、このような利視の考え方と政策展開の中に位置づけることが可能であろう。すなわち幕政改革を手本とした藩政改革の一環として行われた政策であると、ここでは推し量つておきたい。

(四) 南部利視が求めたものとは

南部利視による藩政改革は、藩士たちからもこれまでの藩政の展開とは異なる「新法之様ニ」受けとめられていた。そのような見方について、利視は、時代にあわせて「御定法」を改めているのに過ぎず、「新法」とどるのは「心得違」だと述べている。⁸⁰ 家臣たちにまでそのように思われるほど、彼の改革は当時の盛岡藩の人々からみれば斬新だつたといえる。さらに利視は、「非道」とも思われる政策でも「末々迄相守り押通し可申」と役人に命じている。⁸¹ 利視は藩政改革にかなり強硬な姿勢で臨んでいたのである。

改革の主体である利視の認識がこのように強腰であつたため、領内各層からの抵抗や、政治への不満は嵩じ易かつたと推察できる。財政立て直しのために、緊縮による余剰と収奪強化による財政収入増を目論んだ藩政に対し、改革のしわ寄せによってダメージを受ける百姓たちは、抵抗姿勢を一揆という形で示した。改革開始直後の享保一六年（一七三二）三月には、和賀・稗貫二郡（現岩手県花巻市・北上市）の百姓が盛岡に相次いで強訴に及び、延享元年（一七四四）二月には、財政収入増を企図して行われた新田開発を不満とする百姓が、盛岡への強訴に及んでいる。⁸² 藩では、人別の吟味を行い「不法成仕方之者」の申告を強化することや百姓の徒党・強訴を規制する一方で、代官たちに憐憇の心を持つて支配下の百姓に接するよう促した。⁸³ すなわち、領民を厳しく統制下に置きつつも、「仁政」を演出することによつて不満の噴出を抑えようとしたといえる。

このような藩士の不満や領民からの抵抗を排除し、藩政改革を断行す

るためには「仁政」の演出も必要であつたろうが、そのような糊塗策・弥縫策よりも、実施主体となつてゐる藩主、すなわち利視の権力強化、求心力の向上が必要だつた。利視はそれを、南部家あるいはその正当な後継者たる自らが持つ、実態として捉えにくい曖昧模糊としたものだが、体制の下では有無を言わせない力を持つ、「御威光」といったような形而上のなものに求めようとしたのではない。⁽⁸⁶⁾

そのような傾向は、利視による南部家の先祖崇拝・神格化という動きにもつながつてくる。利視は、江戸の人斎藤安房に神道を学び⁽⁸⁷⁾、また元文五年（一七四〇）六月には神拝式・修禊式の許状を得ており⁽⁸⁸⁾、自らの信仰について「神道御信仰如何様成義被遊候事と、諸士・下々ニ至迄存候事」と領内の雰囲気を述べるくらい強い信仰を有していた。家臣・領民からの疑念⁽⁸⁹⁾を払拭するため、利視は自らの信仰が「和国」のための本道を探るものであり、武将として相応の「御国家安全・御武運長久・御子孫御繁栄・四民御恵」という願意を祈るものに他ならないものだと述べている。⁽⁹⁰⁾この利視の神道信仰と藩主の権威強化という政策的 requirement が結びつくことにより、藩祖南部信直の神格化が図られた。寛延二年（一七四九）没後一五〇年を期に、信直は南部家中興の祖として「信徳靈神」⁽⁹¹⁾の神号を得て神に祭られ、同年九月、盛岡城内淡路丸に社殿が造営、奉斎されている（淡路丸大明神⁽⁹²⁾）。これなども、財政難、凶作、飢饉、一揆藩内社会情勢の不穏化と、それに対応する藩政改革の流れの中で、南部家の近世大名としての立場を確立した信直を信仰対象とすることで、南部家の「御威光」を高め、領内統治のバックボーンを得ようとしたと考えられる。

徳川吉宗が主導したアーカイブズ政策のもとで行われた古文書収集は、

主に戦国期・安土桃山時代に徳川家の領国であった関東・中部で行われたが、特に徳川家発給の文書が中心に収集されたことから、徳川家の威光の再確認作業ともなり得るものだつた。収集活動によつて歴史意識を醸成し、古文書を有する人々に徳川将軍家との関係、有していた権利・権限の根源が徳川支配の下で許されたものであることを再認識させ、将军権力の強化を図つたものと考えられる。⁽⁹³⁾一方、南部利視が藩政改革の一環として盛岡藩で実施したアーカイブズ政策が目指したものは、吉宗に対する利視の傾倒ぶりや改革政策に対する意識から考えてみると、恐らく幕府のアーカイブズ政策と同種のもの、すなわち藩政改革遂行の主体たる利視自身への求心力を高める狙いがあつた。利視が取つた古文書収集や史料集・系図集成の編纂といった施策は、領民も巻き込みながら、連綿と続いてきた南部家による領内支配という歴史意識の醸成、さらには南部家の権威を領内において再確認することをめざしたものであつたのではないかと考える。

おわりに

これまで、盛岡藩・同藩主南部家が、自分の家や自らの支配する藩の歴史について、いかなる認識をもち、さらにそれに基づいた自己規定をしてきたのかを、幕藩関係や藩政動向と絡めて指摘するとともに問題提起を行つてきた。

盛岡藩の場合、「しん儀に御とりたて」という裁定によつて成立した

新藩が自己認識をいかに捉えるかという問題に迫られた。その中で南部重信は、伝統ある南部家の正当な後継者、領地支配を継承した者として自らを位置づけ、それまでの盛岡藩、南部家との継続性を強調するとともに、自らの藩主としての権威強化に結びつけた。さらに、自家存続の意義について歴史的に意味づけを試み、家康以来の徳川家との関係、幕府との関係に拠るものとの歴史認識を示した。重信の歴史認識は両藩分立によって同時に成立した八戸藩にも共有されたことが同藩の藩撰史書を分析すると明らかである。さらに、江戸中期、藩主南部利視の主導による藩政改革のなかで、將軍徳川吉宗による改革に影響を受けたアーカイブズ政策が実施され、その中で古文書蒐集や史料集の編纂がなされ、その目的が、親政を行つていた藩主の権威強化、藩政改革に取り組む推進力を得ようと試みたものだったことも明白になった。当然のことながら、利視にも重信同様、盛岡藩主として南部家の正当な後継者としての立場という意識は継承されており、それゆえの先祖崇拜の形象化、南部家の由緒の支証となる事物の維持保存に力を注いだのだといえるのだろう。すなわち、盛岡藩および同藩主の南部家においては、幕藩関係や藩政の状況に対応するなかで、幕藩体制下における為政者（大名）の権威強化を目指すという目的のもと、南部家の先祖に対する意識や経てきた歴史というものが利用されたのである。

アーカイブズ政策を実施した藩主南部利視による藩政の展開自体、未解明の部分も多いため、筆者の検討が至らぬ点も多いと思われる。そのうち、本稿に関連する「御国風」の維持に関する政策について付記することで、問題提起に替えておきたい。

元文六年（一七四二）正月と寛保二年（一七四二）七月・同九月の三度にわたり、地域性（「國風」⁽⁹⁵⁾）維持に関する触を発したことが、利視の藩政における特徴的な政策として専ら語られる。こののち化政期に蝦夷地警備を担う盛岡藩が、アイヌ文化に源をもつ領内に存在した風習・文化を否定し、「諸國一統」の風俗に画一化される動きと対比する形で、當時有していた風俗秩序に藩が強制を加えようとする動きであったと説かれることもある。⁽⁹⁶⁾ また、この風俗政策と古文書や旧蹟保存などの施策が、「古風」を重んじる動きの最たるものとして捉えようとする向きもある。⁽⁹⁷⁾ しかしながら、本稿で触れたように、利視の古文書や旧蹟保存などの施策は、実は藩政改革の一環として行われたものである。「御国風」の維持を計ることについて、政策本来の目的を捉えず、盛岡領内の風俗・習慣の維持を求める流れ、「御国意識」の創生の一環であると語る考え方を我々は果たして採るべきなのだろうか。

そもそも盛岡藩における「御国風」というイデオムは、利視の改革に先立つて藩財政の立て直しに取り組んだ元締の沖弥一右衛門が、「江戸風」・「京風」の華美な風俗が盛岡藩に流入することで家臣・領民の貧窮の源となり、国富が損失することにつながることを危惧する中で語られていた。⁽⁹⁸⁾ つまり、このイデオムは、財政経済改革の担当者が、藩主への上書のなかで、藩財政の立て直し・国富の維持という観点から述べたもので、実は藩財政の立て直し、藩政改革とは切つても切れないものなのである。利視の藩政改革が、改革に挫折した沖の考え方の流れをくむものであるというならば、⁽⁹⁹⁾ 「御国風」の重視という概念も、藩の国富維持という思考を受け継ぐなかで語られたはずである。

「御国風」遵守を命じた布達が出されたのと同じ元文六年の七月七日、領内に入りする貨物に課税する出入役の取り立てについて、「御領分・他領共ニ有之、古来より取立來候役」以外をすべて免除すると決定している。⁽¹⁾「御國風」にそぐわないものを徒に排除するだけならば、領内产品以外のものの流入・流通を認めたこのような流通政策は成立しえないはずである。利視は、他領产品と競合する領内产品の保護政策は採りつつも、「纔之商売仕候者迄も御領分中之御救ニ相成候事有故」と言明しているように、領外からの移入商品を徒に排除せず、領内における商品流通をスマーズなものとし、加えて領内产品の移出も図り、産業の発展・育成を狙つたのである。この政策などは、「御国風」というイデオムがこれまでの研究で語つてきたことと相反し、領内風俗に変化が生じることを許容するようであるが、矛盾する法令と見做さずに、着手された改革政策の一環として、領内産業育成やそれらから得られる利益による藩の利潤を考慮した政策だと位置づけるべきであろう。

一方、元文六年正月・寛保二年七月・同九月の達というものは、それをよく読めば、実は領民向けに出された触ではなく藩士向けの通達であつて、通達に従うべき対象が限定されたものであることがわかる。元文六年正月の達は、「御国之言葉・風儀」という概念を例示し、風俗統制や思想的な部分を含んだものとみなされることが多いが、対象となる藩士が「御在所之風儀」を失うようなことが募つては「御奉公筋」に關わるものであるとされていることに注意する必要があるだろう。寛保二年七月の達は、「昨今被仰出候義ニ者無之、従公義前々被仰出、一分ニも度々仰出候」 儉約の励行を求めることに主眼が置かれている。煙草

入れや金入れを用いる嗜好が別の風俗にも広がることで自然に国風が失われるということを懼れ、陪臣に龜服を用いるよう具体的に求めている。九月の達は、幕府から領内銅山の運営につき「取べもなき致方」と注意を受けたことを契機に出されたものだが、これも「古風」に立ち返り、見た目の形にこだわるのではなく「心の修行」に基づいた精励を促したものである。「御国風」というイデオムに目が行きがちで、かつ利視の神道信仰の臭いも感じられる達もあるが、基本的に藩政改革でよく見かける華美を戒め「御奉公」を促す家臣団統制の法令であるし、また財政政策上からは、藩士に儉約により無用な出費を抑制することを求め、分不相応の品を用いて国富喪失につながることを戒飭する法令である。従来からの風儀維持が藩士の奉公として捉えられ、盛岡藩の維持存続にも関わる国富を保つための手段と考えられているのである。

以上の点を踏まえて考えると、「御国風」というイデオムによつて語られる政策は、直接的に「古風」を重んじる動きの最たるものとは位置付けることができない。この政策はまず藩士限定のものであつて、自藩の風俗を生活規範とするということを強調するだけのものではなく、藩財政の立て直しを目指す藩政改革の政策として立案され打ち出されたものということになる。古文書をめぐる諸施策の意義も、盛岡藩古来の氣質を留めようとするための施策として理解するのではなく、財政再建を目的とする藩政改革との関連や、それに必要な藩主権威を強固なものとするための施策であつたという視点から検討るべきであろう。

しかし、藩財政を維持するために強調された「御国風」が、改革を推進するためにはいられた歴史意識の鼓吹とも結びつく形で、新たな藩ナ

ショナリズムと呼ぶことが可能な意識が生み出され、それが対象を藩士だけではなく領民にまで広げ、地域性、「御国意識」というものになつていくのだとすれば、それは盛岡藩・南部家が政策として意図したことや影響として想定したこととは異なる新たな意識が生み出されたということになる。その地域の歴史や政治・社会というものに規定された新たな意識というものが、いついかなる形で生み出され人々が受容するに至るのか、また藩・大名家が果たした役割とは何か、近代以降の社会にどのような影響がその後もたらされるのか、権力によつて源が形成された意識の持つこれら軽視しえない点については、今後考察を加えていく必要があろう。

本稿と先に発表した別稿と併せて示し得たのは、あくまでも近世北奥地の大名たちの歴史の把握や活用というものを考える上でのアウトラインである。今後の研究次第によつては、本稿で示したことや従来認識していたものとは異なる藩政の姿がさらに見えてくる可能性があるだろう。

【後記】本稿は、二〇一〇年一〇月に幕藩研究会例会で筆者が発表した内容を下敷きとし、さらに、二〇一五年八月のNHK学園古文書講座夏季スクーリング、二〇一六年三月のもりおか歴史文化館における「れきぶん講座 古文書を読む—盛岡藩の歴史学—」第二回のためにそれぞれ筆者が準備した原稿をもとに、論文としてまとめたものである。また本稿の提出直前に、もりおか歴史文化館のご厚意により、「南部系図」・「南部記録」の閲覧が叶い、新たな知見を加えることができた。原稿提出の遅れを待つていただいた國史研究会の

寛大な御处置と併せ、深く感謝を申し上げる次第である。

註

(1) 最近までの近世史における由緒論研究の展開は、山本英一「日本中近世史における由緒論の総括と展望」(歴史学研究会編『由緒の比較史』青木書店、二〇一〇年)に詳しくまとめられている。

(2) 江戸時代の幕府・藩・大名家における修史事業についての研究には、福井久蔵『諸大名の学術と文芸の研究』(厚生閣、一九三七年)、柴田實「江戸幕府の修史事業について」(史学会編纂『本邦史学史論叢』下、富山房、一九三九年)、金井圓「沼津藩水野家における家史編纂—早稻田大学所蔵「水野家史料」の解題—」(『信濃』(第三次)第一〇巻四号、一九五八年)、坂本太郎『日本の修史と史学』(至文堂、一九六六年)、小林清治「伊達家の修史と重修譜」(『寛政重修諸家譜会報』一八、一九六五年)、和田清馬「伊達治家記録概要」(平重道責任編集『仙台藩史料大成 伊達治家記録』一、宝文堂出版販売、一九七二年)、柴辻俊六「日本の修史事業と古文書研究」(『日本歴史』三七五、一九七九年)、鷺尾厚「『国典類抄』解題」(秋田県立秋田図書館編集『国典類抄』第一巻吉部一、秋田県教育委員会、一九七九年)、広田暢久「長州藩編纂事業史(其の一~其の六)」(『山口県文書館研究紀要』九〇一四、一九八二~一九八七年)、福井保『江戸幕府編纂物 解説編』(雄松堂出版、一九八三年)、広田「長州藩史臣長田瀬兵衛と『萩藩閥閱録』編纂』(林陸朗先生還暦記念会編『近世国家の支配構造』雄山閣出版、一九八六年)、大野充彦「土佐藩の修史事業—「御記録」を中心にして—」(『歴史手帖』一八六、一九八九年)、橋本政宣「寛永諸家系図伝と諸家の呈譜」(日光東照宮社務所編纂兼発行『日光叢書 寛永諸家系図伝』一、一九八九年)、同『寛永諸家系図伝と細川系図』(『日本歴史』五〇一、一九九〇年)、

根岸茂夫「元禄期秋田藩の修史事業」（『栃木史学』五、一九九一年）、梶原正昭「幕府・諸藩の修史事業と戦国軍記」（『寛永諸家系図伝』と『本朝通鑑』を中心に）（『早稲田大学教育学部 学術研究（国語・国文学編）』四三、一九九五年）、野田浩子「彦根藩による井伊家系譜の編纂」（『彦根城博物館研究紀要』八、一九九七年）、鈴木満「秋田藩家藏文書」考（『秋大史学』四四、一九九八年）、長谷川成一「近世北奥大名の自己認識—北奥と南奥の比較から」（渡辺信夫編『東北の歴史再発見—国際化の時代をみつめて』河出書房新社、一九九七年。のち「近世奥羽大名家の自己認識—北奥と南奥の比較から」と改題、長谷川『北奥羽の大名と民衆』清文堂出版、二〇〇八年に収載）、川島慶子「熊本細川藩における系譜・家譜編纂—「御筆類目録」の検討を通して」（『地方史研究』二九一、二〇〇一年）、浅倉有子「近世前期における米沢藩の修史事業と「御年譜」編さん」（上越市史専門委員会中世史部会編集『上越市史叢書 6 上杉家御書集成 I』上越市、二〇〇一年）、工藤大輔「松前家による系図作成の一齣」（『弘前大学國史研究』一一〇、一〇〇一年）、黒鳴敏「はるかなる伊達晴宗—同時代史料と近世家譜の懸隔」（『青山史学』二〇・吉田孝教授退任記念号、二〇〇二年）、新藤透「コシヤマインの戦いに関する『新羅之記録』の史料的検討」（『図書館情報メディア研究』第二卷一号、二〇〇四年）、入間田宣夫「奥羽諸大名家における系譜認識の形成と変容」（『軍記と語り物』四一、二〇〇五年）、新藤『新羅之記録』と新羅明神史料（『図書館情報メディア研究』第三卷一号、二〇〇五年）、白根孝胤「御三家の系譜編さん事業」（財団法人徳川黎明会・徳川林政史研究所監修、竹内誠・深井雅海・太田尚宏・白根共著『江戸時代の古文書を読む—寛政の改革』東京堂出版、二〇〇六年）、新藤『寛永諸家系図伝』収録「松前系図」の検討」（『図書館情報メディア研究』第三卷二号、二〇〇六年）、金子

拓「戸沢氏系図の成立と中世の戸沢氏」（峰岸純夫・入間田宣夫・白根靖大編『中世武家系図の史料論』下巻、高志書院、二〇〇七年）、葛谷大輔「津軽一統志」の流布と利用について（『弘前大学國史研究』一二五、二〇〇八年）、工藤「津軽信政の修史事業と「東日流記」の成立—岩見文庫本と高屋家旧蔵本の比較研究—」（『弘前大学國史研究』一二六、二〇〇九年）、小宮木代良「近世前期領主権力の系譜意識—寛永諸家系図伝の作成過程から—」（九州史学研究会編『境界のアイデンティティ』『九州史学』創刊五〇周年記念論文集 上』岩田書院、二〇〇九年）、志立正知「歴史を創った秋田藩 モノガタリが生まれるメカニズム』（笠間書院、二〇〇九年）、工藤「津軽一統志」の方法—二つの叙述からみる大浦（津軽）氏の家督継承—（『弘前大学國史研究』一三〇、二〇一一年）、山田貴司「和泉上守護細川家ゆかりの文化財と肥後細川家の系譜認識」（森正人・稻葉継陽編『細川家の歴史資料と書籍 永青文庫資料論』吉川弘文館、二〇一三年）などを挙げることができる。なお拙稿「北奥大名の自己認識形成と修史事業の展開」（『岡山藩研究』六一、二〇一〇年）・「北奥大名津軽家の自己認識形成」（『歴史評論』七五四、二〇一三年）も併せて参照願えれば幸甚である。

(3) 「近世大名南部家における系譜認識の成立」（『青山史学』三四、二〇一六年）。なお、上記論文の成稿・校了後、近年南部家より盛岡市に寄贈された資料中に、江戸幕府に対して南部家が系図を提出した寛永一八年（一六四一）六月九日の日付をもつ「南部系図」（もりおか歴史文化館蔵）を新たに見いだした。この系図は「利雄公御封印 仮名御系図下書」と記された包紙にくるまれており、その文体は漢字仮名交じり文の仮名本である。記載内容を『寛永諸家系図伝』のそれと比較すると、系線で示される親子間の相続関係は、『寛永諸家系図伝』のそれと同一である。また、各人の伝の言い回しや用いられている語句に若干の異同は

あるものの、『寛永諸家系図伝』仮名本の記載内容と多くが重なる。日付からこの系図が『寛永諸家系図伝』の呈譜にあわせて整備されたものであることは間違いないが、少なくとも南部家が御預人規伯玄方（方長老）に依頼して再構成されたという系図の形に近いものであろうと考えられる。ただし、『寛永諸家系図伝』の下書き本・草稿本とみられる内閣本「寛永諸家系図伝」（国立公文書館蔵）所収の二本の南部系図は漢文体の真名本で、うち一本は『寛永諸家系図伝』真名本所収の南部系図とほぼ同一のものであり、これが恐らくは幕府が採用した南部系図の姿だと考えられるので、この六月九日付の南部系図が南部家から幕府に呈上された南部系図（またはその下書き、控）そのものということができるかどうか、また可能性としてだが、南部家が仮名本のみを提出したのか、内閣本にみえる真名本を提出したのか、はたまた真名本と仮名本の系図を併せて呈上したのかといった点については、他家の実例や、他の史料の検証なども併せて行う必要もあり、今のところは若干の留保を残しておきたい。また、見出した「南部系図」については、改めて紹介する機会を持ちたい。

(4) 南部叢書刊行会編纂兼発行『南部叢書』第二冊（一九二八年）一〇一〇〇頁。

(5) 同右、一〇一～一二五二頁。

(6) 南部叢書刊行会編纂兼発行『南部叢書』第三冊（一九二八年）一一三～四六〇頁。

(7) 前掲『南部叢書』第二冊、二八三～五九七頁。ただし、本稿における検討では、序文に編者梅内祐訓の印が捺してある岩手県立図書館蔵の写本を用いた。

(8) 岩手県立図書館編『岩手史叢』第一巻～第五巻（岩手県文化財愛護協会、一九七三～一九七五年）。

(9) なお、南部利視の事例については、本稿でも示すことになる考察の一節を、日本放送協会（N H K）学園古文書講座の機関誌に、「大名はなぜ古文書を手に入れたのか—盛岡藩のアーカイブズ政策をめぐって—」（『古文書通信』一〇七、二二〇一五年）としてまとめているので、併せて参照されたい。ただし、紙数の都合上触ることのできなかつた点があり、本稿においてはそれも含めた形で改めて論じている。

(10) 「盛岡藩家老席雑書」（もりおか歴史文化館蔵）天和三年五月一三日条。同史料は「盛岡藩雑書」の名でもよく知られるが、盛岡藩の藩政史料中の「雑書」と呼ばれる執務日誌は、家老席で記録していた「雑書」のほかにも、「御用人所雑書」・「御側雑書」・「奥雑書」があるため、本稿においては、それらと明確に区別するため「家老席雑書」の呼称を用いる。なお、筆者はもりおか歴史文化館蔵のマイクロフィルムを用いた。

(11) 同書は、従来編者梅内の私撰史書とみなされてきたが、盛岡藩主側役人の日誌である「御側雑書」（もりおか歴史文化館蔵）文政四年（一八二二）八月八日条によれば、現行の『聞老遺事』以前に、原「聞老遺事」というべきものが「一帙七巻」の書として存在し、藩主南部利敬が

梅内にその記述内容の吟味、誤謬等の訂正などを命じて成立したものであることが判明した。文政四年（一八二四）七月段階でその作業は完了し、八月八日、前年に利敬の跡を継いだ藩主南部利用に献じられている。

(12) 両藩分立の経緯については、拙稿「盛岡・八戸両藩の分立—経緯の再検討と考察—（上）・（下）」（弘前大学国史研究）一二一・一二二、二〇〇六・二〇〇七年）を参照されたい。

(13) 「歴代御記録 大源院様御代」（もりおか歴史文化館蔵）一、寛文四年一二月一二日条。

(14) 銘文は、一戸隆次郎『南部文学史』（吉川半七、一八九七年）一八九一九丁所収。

- (15) 原文は「階上郡」。この地域に過去公式に存在しない郡名だが、三戸・八戸近辺の地名に階上（現青森県三戸郡階上町）があることから、撰者が三戸周辺を含む糠部郡を指すものとして解したものと考えておく。
- (16) この点については、前出の拙稿「盛岡・八戸両藩の分立—経緯の再検討と考察—（下）」も併せて参考されたい。
- (17) もりおか歴史文化館蔵。同史料は起請文の写しとも、また文面に訂正の跡もあることから下書きとも考えられる。
- (18) 「歴代御記録 徳雲院様御代」一、元禄五年五月六日条。
- (19) 「御系譜 従重信公至信恩公」（もりおか歴史文化館蔵）所収。主な内容は、隠居後の嫡子行信への相続、将軍への初目見を済ませた二人の子息（政信・勝信）の奉公に関するものである。
- (20) 「八戸府中濫觴記」（もりおか歴史文化館蔵）所収。なお、八戸市立図書館蔵の旧八戸藩主南部家文書中にも、ほぼ同内容の「南部御家支証之写」がある。
- (21) 「貞享書上」は、天和三年（一六八三）・翌貞享元年（一六八四）の幕府の通達によつて、諸大名や庶民など徳川家に縁のある諸家から提出された古文書の写や徳川家との関係を中心とする家伝類の総称をいい、「貞享諸家書付」ともいう。幕府が徳川家の創業、幕府成立史である「三河記」の改訂増補（同書は貞享三年に『武徳大成記』と書名を改めて完成）を編纂する際に用いられた。その後、江戸城紅葉山文庫に保存され、江戸時代後期に幕府の書物奉行をつとめた近藤正斎（重蔵）によれば書物四〇余袋が長持二棹に収められていたといい、『元治増補御書籍目録御家部』には一四六巻五通三帖一一五冊とあるが、現存していない。明治六年（一八七三）の皇居炎上に焼失したと考えられている。なお、「貞享書上」は書上原本を書写したものが『寛政重修諸家譜』を編纂する際の史料としても用いられており、こちらは『譜牒余録』と名付
- (22) 「江戸幕府日記」（国立公文書館蔵）天和三年一月一二日条、および東京市編纂『東京市史稿』市街篇第十（復刻版 臨川書店、一九九五年）一二二一～一二三頁。
- (23) 前掲、近藤守重『好書故事』卷第二十八・撰集二。
- (24) 岩手県立図書館（新渡戸文庫）蔵。
- (25) もりおか歴史文化館蔵。
- (26) 書上ではのちの盛岡のこととされているが、実際に家康の本陣がおかれたのは、旧大崎領で、奥羽再仕置によつて伊達領となり、伊達政宗の居城がおかることになる岩手沢（後の岩出山、現宮城県大崎市）である（山本博文・堀新・曾根勇二編『徳川家康の古文書』柏書房、二〇一五年、七八・一二五七～二五八頁）。
- (27) 「寛永諸家系図伝」（八戸市博物館蔵・南部家文書）所収。
- (28) 八戸市博物館蔵・南部家文書。同書は、南部家の歴史において不詳となつてゐる部分があることも認め、疑わしい部分については敢えて記載しないという叙述の方針をもち、全五巻の大部分が信直・利直の事跡の叙述に費やされている。なお、同内容異題（「南部家伝旧正録」・「南部旧正録」）の写本が、もりおか歴史文化館、岩手県立図書館にも所蔵されている。
- (29) この点については、八戸南部家の独立性を強調する「南部左衛門佐直房別成一家弁」できえも、大意「重直の遺跡一〇万石をわけ、重信・直

房の二人に附与したが、幕府からの恩命として、南部家の家名が絶えるのを惜しみ、重信に八万石をもつて家を立てさせ、余禄二万石を直房に賜うものであり、父兄の遺禄をうけると考えず、將軍から新たに禄を賜り両家を立てるものだ」と述べており、重信によつて南部家の家名が立てられたかのような記述となつてゐる。

(30) この領内巡視については、浪川健治「支配と統合の論理と象徴——南部利視の『御忍御湯治』をめぐって」(『自然・人間・文化 地域統合と民族統合』筑波大学大学院歴史・人類学研究科、二〇〇一年)がある。

なお、浪川論文では指摘されていないが、利視は領内巡視を相続後早い時点から希望していたようで、「御家被仰出」(もりおか歴史文化館蔵)九、享保一二年(一七二七)六月二六日条によれば、領内三閉伊・野辺地・田名部・鹿角・花巻などの視察について、幕府に願い出る必要があるかどうかを留守居役に検討させ、まずは盛岡城下近辺の一泊できるところから始め、追つて鷹狩という形式をとつて遠出を図るよう意見を具申されている。また、「歴代御記録 天量院様御代」四、享保二〇年八月二七日条によれば、領内視察について幕府老中の了解を得たものの親族の不幸により実現できなかつたため、再度老中へ届け出ようとしたところ、留守居役から領内の統治行為で今後願い出ることは不要であるという見解を示されている。元文四年の領内視察は、利視にとつて懸案の実現だつたのである。

(31) 伊藤については「系胤譜考」(もりおか歴史文化館蔵)いの巻、および「参考諸家系図」(もりおか歴史文化館蔵)巻四十五を参照。なお、伊藤は、盛岡藩の代表的な史書として知られる『祐清私記』の著者でもある(前掲『南部叢書』第三冊、一一三~一一四頁参照)。

(32) 「屋形様田名部下風呂御湯治之記」所収。

(33) 「被仰出之類」(もりおか歴史文化館蔵)三、元文五年(一七四〇)五

月晦日条。「被仰出之類」は「御家被仰出」と共に、藩法研究会編『藩法集 9 盛岡藩』上・下(創文社、一九七一年)に収められている。本稿ではもりおか歴史文化館所蔵の原本によつた。

(34) 「御家被仰出」三、延享四年(一七四七)六月一五日条。

(35) 高橋政祺『十一屋物語』(盛岡タイムス社、初版一〇〇五年、改訂新版二〇一一年)六五~七一頁。

(36) 天明元年(一七八一)の年記をもつ写本が(外題「南部記録註解鈔」岩手県立図書館に所蔵されている。

(37) 下村奚疑(?)一六九一)は、名を由章といい、通称宜平・左助、活水・暗室という別号を持つ人物で、はじめは丹後田辺藩主京極高国に仕えていた。寛文六年(一六六六)、御家騒動の結果改易の上南部家に御預となつた高国に随行して盛岡に赴き、延宝三年(一六七五)に高国が盛岡で死去した後、南部家に召し抱えられ、知行三五〇石(地方一〇〇石・金方二五〇石)を得た。林鷺峰の日記「南塾乗」の延宝五年七月三日条から、彼が林家に出入りしており、林家門下、あるいは林家と儒学を通じて何らかの学問的つながりをもつた人物であつたことが考えられる(山本武夫校訂『史料纂集 一四三 国史館日録五 南塾乗』続群書類從完成会、二〇〇五年、二三〇頁)。彼は側役として重信に和漢の書を進講すると共に、「盛岡紀行」、遠野南部家(八戸家)に依頼された「八戸家系」・「八戸家伝記」などを著しており、和歌に優れ、詩文も残されているという(「系胤譜考」し、「参考諸家系図」(もりおか歴史文化館所蔵)巻七十二、盛岡市史編輯委員会編輯『盛岡市史』第四分冊・近世期中・第三篇文教、盛岡市役所、一九五五年、六頁)。

(38) 前掲「系胤譜考」い所収の伊藤祐清の譜によれば、伊藤は享保二年正月から藩主側近の奥使・御側役を兼帶しており、元文三年三月の藩主利視の参勤に同行、翌年盛岡に帰国している。「南部記録註解抄」序文

の執筆経緯を裏付けるものであろう。

(39) 前項で述べた諸施策の他にも例え、宝暦元年（一七五二）一一月に

は「御内々被仰出」として、藩士に対して所有する書籍の外題・名目を目付に提出するよう命じられている（「歴代御記録 天量院様御代」十一、同年一一月二三日条）。

(40) 日光東照宮社務所編纂兼発行『徳川吉宗公伝』（一九六一年）二八〇（二八一页、大石学『徳川吉宗 国家再建に挑んだ将軍』（教育出版、二〇〇一年）一四一～一九〇頁）。

(41) 前掲「系胤譜考」い所収伊藤祐清譜、田中喜多見「南部藩古文書宝翰類聚所収文書に就いて」（『岩手史学研究』一九、一九五五年）。なお、円子親昌については「系胤譜考」ま、および「参考諸家系図」卷三十八所収の譜を参照。

(42) 「源氏南部八戸家系」（鷺尾順敬『南部家文書』吉野朝史蹟調査会、一九三九年、三三二六～三三二七頁、および青森県史編さん中世部会編集『青

森県史』資料編中世3、青森県、二〇一二年、九（一三三頁）、なお、田中、前掲「南部藩古文書宝翰類聚所収文書に就いて」および柳原敏昭『源氏南部八戸家系』の成立（文部科学省平成一九年度～二二年度科学研究費補助金基盤研究（B）一九一三三二〇一〇一研究成果報告書『南部光徹氏所蔵「遠野南部家文書」の調査・研究』研究代表者斎藤利男、二〇一〇年）も参照のこと。

(43) 鷺尾、前掲『南部家文書』二九五（三三七頁所収）。

(44) 同右、三三九（四二〇頁所収。遠野南部家の家系・史書編纂については遠野市史編修委員会編修『遠野市史』第二巻（万葉堂書店、一九七五年）三三一五～三三一九頁の記述も併せて参照されたい。

(45) 寛保元年五月付伊藤祐清書状（青森県史編さん中世部会編『青森県史』資料中世1、青森県、二〇〇四年、五〇四号史料）。

(46) 田中、前掲、「南部藩古文書宝翰類聚所収文書に就いて」。

(47) ただし、「系胤譜考」には、南弾正少弼慶儀の名前は見えない。系譜上同時代の南家に弾正少弼盛義があり、「天正年中、於九戸郡法師ヶ岡」で討死している（「系胤譜考」ゆめみ）。しかし、慶儀（弾正）は、津軽における騒乱や、南部一門の対立状況について、八戸家（近世の遠野南部家）に発信し、その書状が残されている（鷺尾、前掲『南部家文書』、一〇九～一一四号史料）ため、疑いなく実在した人物である。

(48) 松岡は家禄一〇〇石。正徳四年（一七一四）四月家督、享保一三年御者頭、元文年間に大槌代官を歴任、宝暦二二年（一七六二）正月二八日死去（享年五八）（「系胤譜考」ま、および「参考諸家系図」卷二十）。

(49) 「宝翰類聚」坤（岩手県立図書館藏）所収、年不詳正月一日付南慶儀書状写。

(50) 田中、前掲、「南部藩古文書宝翰類聚所収文書に就いて」。

(51) 「歴代御記録 天量院様御代」八、延享三年六月三日条。

(52) 円子精親「日記 寛保三年自正月至十二月」（もりおか歴史文化館蔵）、寛保三年一〇月一四日・一七日・一八日・一三日・一月四日・五日・六日各日条。

(53) この文書は、南部家の系譜認識と深く関連している。前掲の拙稿「近世大名南部家における系譜認識の成立」を参照されたい。

(54) 岩手県立図書館編集『岩手史叢 第二巻 内史略（2）』（岩手県文化財愛護協会、一九七三年）八四頁。

(55) ただし現存せず、江戸後期の私撰史書『内史略』で、発給者や内容等の概略をうかがうのみである。『岩手史叢 第二巻 内史略（2）』八四（一〇一頁を参照のこと）。

(56) もりおか歴史文化館には、盛岡南部家から幕府に提出された寛政四年（一七九二）・文化七年（一八一〇）・弘化三年（一八四六）・慶応二年

(一八六六) の系譜書上が所蔵されている。

(57) 藩主への献上本とみられる一本がもりおか歴史文化館に、下書本とみられる一本が岩手県立図書館に所蔵されている。なお同書は幕末に至る内容を持つが、岩手県立図書館所蔵本の同書智の巻、藩主利雄世子利謹の伝中、明和八年(一七七二)条の箇所に付された付箋によれば、これより以下の部分を続修する命が安政五年(一八五八)に藩主(南部利剛)から下った旨が記されている。つまり同書は、編纂開始後書きつがれる形で現行のものに発展したとみてよい。

(58) この時期の盛岡藩政については、浪川健治編『近世の空間構造と支配—盛岡藩による地方知行制の世界』(東洋書院、二〇〇九年)も参考されたい。

(59) もりおか歴史文化館蔵。盛岡藩の藩財政の推移については、財政に関する史料が藩政史料から大きく欠落しており、現状においては同書の記述に大きく拠らざるを得ない。なお筆者は同書の原本を確認することを得たので、特記しない限りはそれに拠って記述を進めるが、本史料は、

岩手県立図書館編集『岩手史叢 第9巻 経済意見集』(岩手県文化財愛護協会、一九八二年)に含まれている。

(60) 「沖弥一右衛門上書」(もりおか歴史文化館蔵)。

(61) 「歴代御記録 天量院様御代」一、享保二年(一七二六)三月一八日条。

(62) 「御家被仰出」一、享保二年三月一九日条。

(63) 同右、享保二四年七月七日条。

(64) 同右、享保二四年七月二一日条。

(65) 「歴代御記録 天量院様御代」三、享保二六年正月二七日条。なお、

利視の下で進められた藩政が、利視という藩主個人に由来・収斂するものではないとの見解を示す研究も存在するが(兼平賢治「御国」「他

国」「異国」からみた一七・一八世紀の盛岡藩の「国政」「御国之風儀」、浪川健治・小島康敬編『近世日本の言説と「知」—地域社会の変容をめぐる思想と意識—』(清文堂出版、二〇一三年、など)、藩政改革が強い主体によって率いられるという性格のものである以上(吉永昭・横山昭男「国産奨励と藩政改革」、『岩波講座日本歴史11 近世3』岩波書店、一九七六年)、親政を標榜する利視やその意向を汲んだ藩主側近たちの考え方というものが強く反映し、藩政を左右しているということは可能であろう。この時期しばしば出されている利視の「御意」に基づく法令や政治に対する意向というものが、「利視公御意之趣」・「利視公御筆を以被仰付候写」(岩手県立図書館蔵)といった形でまとめられたり、盛岡藩の法令集「御家被仰出」・「被仰出之類」・「命令記」(岩手県立図書館蔵)などに多く見えたりもしており、それらが実際に法令や藩政を動かしているということも、この時期の藩政の傾向を示したものではないか。

(66) 「歴代御記録 天量院様御代」五、元文五年二月八日条。なお、利視は、触の中で「何ぞ目安箱等之儀ニ無之候間、目安箱杯と者唱申間敷」と述べている。

(67) 「歴代御記録 天量院様御代」四、元文四年三月四日・八日・九日各日条。

(68) 「御家被仰出」二、享保二〇年(一七三六)六月朔日条。なお、浪川健治「諸士知行所出物諸品并境書上」の作成とその歴史的背景(前掲、同編『近世の空間構造と支配—盛岡藩による地方知行制の世界』所収)に本政策についての言及がある。

(69) 元文三年(一七三八)一〇月、利視は自身の生活費、衣類・調度・料理の費用を率先して半減することを明言し、表方役所の諸経費・物品調達費用の減額を要求した(「盛岡藩家老席雜書」同年一〇月九日条)。さ

らに寛延四年（一七五二）正月には、諸役所の経費削減額を設定、余剰分を財政補填に充当した。同年閏六月時点で補填に回された冗費は五八八三両に上る（「御家被仰出」三、同年正月二九日条）。

（70）「御家被仰出」二、寛保二年（一七四二）正月一日条。

（71）享保一六年五月、和賀・稗貫所在の代官所を代官の兼務により八ヶ所から四か所へ削減（「盛岡藩家老席雜書」五月三・同二三日両日条）、寛保二年四月二三日には盛岡周辺の代官所を同様に八ヶ所から四か所に削減し（「盛岡藩家老席雜書」同日条）、代官人数、役料削減を実現した。

（72）利視は、親政開始と同時に人員整理を実施し、用人取次や金奉行・大納戸等の物書・帳付役人を五三人削減、掃除坊主七人に永の暇を出している（「歴代御記録 天量院様御代」三、享保一六年二月五日条）。

（73）寛保三年六月に領内惣検地の実施が命じられている（「郷村古実見聞記」第参、藩法研究会編『藩法集』9 盛岡藩』下、創文社、一九七一年、九三四～九三六頁）。

（74）寛保元年冬、諸士に領内未開墾地の開田を許可し、開発後給地に加えることを認めている（「公国史 食貨志」）。

（75）元文四年（一七三九）に定役金が増課されている（「公国史 食貨志」）。

（76）元文三年正月、家族構成を記した親類書上（「被仰出之類」三、同年正月一六日条）、同年二月には、給地の明細書上「諸士知行所出物并境書上」（もりおか歴史文化館蔵）の提出が命じられた（「被仰出之類」三、同年二月一日条）。また、元文五年三月には盛岡城下八幡丁（現盛岡市八幡町）に武芸修練のための「御稽古所」が取り立てられている（「歴代御記録 天量院様御代」三、同年三月一八日条）。

（77）吉永・横山、前掲、「国産奨励と藩政改革」。

（78）同右論文。

（79）「歴代御記録 天量院様御代」七、寛保三年（一七四三）七月六日条。

（80）「御家被仰出」二、元文三年（一七三八）一〇月四日条。

（81）「歴代御記録 天量院様御代」七、寛保三年一二月二六日条。

（82）森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』（財団法人法政大学出版局、一九七四年）、六五～七〇・七八～八四頁。

（83）「歴代御記録 天量院様御代」五、元文五年一〇月一七日条。

（84）「御家被仰出」三、延享二年一〇月八日・寛延三年三月二日条。ただし、これらの通達をあわせてみると、徒党を組んでの強訴は「曲事」とされる一方で、拠所ない願意でも埒があかなかつたり「百姓共迷惑之筋」で願意が通じがたかつたりしたものは、肝煎の承認を得て直訴するよう達せられており、やむを得ない事由による直訴そのものは、手続きを踏まえた上での上申手段として認めている。

（85）「歴代御記録 天量院様御代」六、寛保二年一二月一日条。

（86）「御威光」のもつ構造については、渡辺浩『日本政治思想史一十七～十九世紀』（東京大学出版会、二〇一〇年）五一～六九頁を参照されたい。

（87）盛岡市史編輯委員会編輯『盛岡市史』別篇人物志（盛岡市役所、一九五四年）三九頁。

（88）元文五年六月一日付南部利視御神押御伝授御許状（もりおか歴史文化館蔵）。

（89）実際、利視の神道信仰は、領民から仏教排斥と誤解されるものだつたらしく、彼が寛保元年（一七四二）に閉伊郡を視察した際には、道筋の石仏などを菰などで覆い隠す領民が多くあつたため、「於我等左様ニ狭キ所存ニ者嘗而無之」として、代官に今後そのようなことがないよう伝達している（「歴代御記録 天量院様御代」六、寛保元年九月一〇日条）。

（90）「御家被仰出」三、延享四年（一七四七）七月二十五日条、および「書留 重信公・利視公御意」（もりおか歴史文化館蔵）同日条。

(91) 「寺社三寺社再興并御寄附之類」(もりおか歴史文化館蔵)。

(92) 相田二郎「江戸時代に於ける古文書の採訪と編纂」(史学会編纂『本邦史学史論叢』下、富山房、一九三九年)および前掲『徳川吉宗公伝』

二八〇～二八一頁、大石、前掲、『徳川吉宗 国家再建に挑んだ將軍』

一四一～一九〇頁。

(93) 「御家被仰出」二、元文六年正月一三日条。

(94) 「歴代御記録 天量院様御代」六、寛保二年七月一〇日条。

(95) 「盛岡藩家老席雜書」寛保二年九月二〇日条。

(96) 地域性(御国意識)については、深谷克己「日本近世の相剋と重層」

『深谷克己近世史論集 第一巻 民間社会と百姓の成立』校倉書房、

二〇〇九年)、若尾政希「地域意識を問い合わせる」(菊池勇夫・若尾政希編『江戸の人と身分 5 覚醒する地域意識』(吉川弘文館、二〇一〇年)が参考になる。

(97) この風俗統制に言及した研究として、横山俊夫「藩 国家への道—諸国風教触と旅人」(林屋辰三郎編『化政文化の研究』岩波書店、一

九七六年)、西村綏子「江戸時代における衣服統制について—盛岡藩の場合—」(1)・(2)『研究集録』四六・四七、岡山大学教育学部、一

九七七年)、守屋嘉美「国益主法をめぐる諸問題」(東北学院大学東北

文化研究所紀要)一七、一九八五年)、浪川健治「民衆文化と権力」

『近世日本と北方社会』三省堂、一九九二年)および既出「支配と統合の論理と象徴—南部利視の「御忍御湯治」をめぐって—」、菊池勇夫

「近世奥羽の御国言葉」(東北から考える近世史—環境・灾害・食料、

そして東北史像』清文堂出版、二〇一二年)などがある。

(98) たとえば、既出兼平「御国」「他国」「異国」からみた一七・一八世

紀の盛岡藩の「国政」「御国之風儀」による分析。利視の「国政」を踏まえて検討するといいながら、利視による藩政の推移や改革指向などに

ついての検証がなく、その考察の結果が由緒や先祖を重んじたことに帰結してしまっている。

(99) 前掲「沖弥一右衛門上書」。

(100) 浪川、前掲、「諸士知行所出物諸品並境書上」の作成とその歴史的背景)。

(101) 「御家被仰出」二、元文六年七月七日条。

(102) 藩ナショナリズムへの言及は、横山、前掲「藩 国家への道—諸国風教触と旅人」を参照のこと。

(ちば・いちだい 青山学院大学・聖心女子大学非常勤講師)

【別表】元文4年（1739）南部利視の領内北部視察で記録された史料・宝物類

日付	場所	種別	内容	備考
8月22日	一戸宿	文書	平糠村東ノ十郎右衛門所持証文	
8月25日	八戸領斗賀村	遺物（金石文）	靈験堂鰐口。銘文に正平21年（1366）3月3日の日付あり	
8月25日	櫛引八幡宮	棟札	南部重直による修復時のもの。「慶安元稔年次戊子（1648）秋九月 穏又九日（29日）」の日付入り 寛文年間修復時のもの。「寛文辛亥年（寛文11年、1671）九月廿六 日」の日付入り 宝永年間修復時のもの。「宝永乙酉載（宝永2年、1705）九月二十一 日」の日付入り	
		鰐口	応永年間、「守行敬白」銘あり	
		太刀	拵あり。2振	
		脇差	拵あり。1振	
		甲冑	3領	
		甲	2頭	
		楽の面形	9面	
9月14日	三戸給人馬場 市右衛門宅	祭具	櫛引八幡宮祭具として代々預け置くもの。甲冑1領・弓3張・鞍1 口・鎧1領・指貫2具・行縢2具・素襷3具・幕2張	
8月27日	七戸八幡宮	棟札	永禄8年（1565）5月13日・慶長13年（1608）8月15日・承応3年 (1654) 蘭秋・延宝2年（1674）冬の各日付け。南部行信の「永禄 (元禄ノ誤リカ) 十年」の棟札もあり	
		文書	南部行信願文	
		鉢	1つ。永正12年（1515）3月23日の在銘	
		刀	1腰	
		甲冑	1領	
9月3日	田名部館之内 八幡宮	鰐口	「天正年己卯（天正7年、1579）八月十四日 八角安重」在銘	
		棟札	慶長年間のもの。「大檀那源直勝」銘	
	十和田	縁起	「十和田略縁起」。孝霊22年6月十和田池湧出、大同庚寅年（大同 5年、810）8月南宗坊が八竜を追い出し主となる	8月28日道中から家臣印東 弥一右衛門・伊藤嘉兵衛・ 工藤続が御用を命じられ十 和田に派遣されている
9月19日	淨法寺村桂泉 観音	文書	永享4年（1432）6月27日付前伊勢守親経寄進状。津軽田舎平内郷 内5000刈寄進 永享4年6月27日付源家行寄進状。津軽鼻和郡目谷内・目谷川内2 ヶ村寄進 永享5年6月12日付修理亮家行寺領宛行状。津軽平賀郡内日照田を 宛行う 慶長6年（1601）霜月5日付南部利直寺領宛行状。松岡・淨法寺の 内4石4斗5合を宛行う 慶長18年（1613）4月11日付南部利直寺領宛行状。手作地4石4斗 寄進	家臣円子記が宝物などを詳 しく書き記すよう命じられ、 同日夜まで見分
		鐘銘并序	銘の年記は元中9年（1392）3月26日。刻銘は明暦3年（1657）12 月10日付	
		鰐口	2個。正平18年（1363）5月4日付・貞治6年（1367）10月3日付	
		鉢	1つ。銘有り、読解不能	
		勅額	天台寺とあり	
		舞楽面	10面。伝行基作	
		五竜	1つ	
		系図	「重信公御奉納御系図」1巻	
		軸物	「利直公御奉納横物」（「觀音堂」とあり）1軸	
		長刀	1振	
		長刀	1振。別当方にあり	
		文書	「鐘ノ名」1軸	
		文書	「山ノ記」1軸。明暦4年（1654）3月22日付規伯玄方誌	

「御宝物証文縁記」（「屋形様下風呂御湯治之記」もりおか歴史文化館蔵）により作成。表の配列は原本の掲載順